別表第一一号第一の注一の表を次のように改める。

| 区　別 | 記載する欄 | 備　考 |
|---|---|---|
| 1　免許の申請の場合 | 1　2　4　5　6　7　8<br>11　13　14　15（注１）　16<br>17　18　19　20　21<br>22（注２）　23　24（注２）<br>25　26　27　28　29　30　31<br>32　33　34（注３）<br>35（注３）　36（注３） | （注１）　特定地上基幹放送局等の場合に限る。<br>（注２）　特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局の場合に限る。<br>（注３）　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。 |
| 2　変更の申請又は届出の場合 | 1　2　3（注１）　4　5<br>6　7　9（注１）<br>10（注１）　16（注１）　17<br>18　19（注２）　28（注３）<br>30（注４）　32（注５）<br>34（注６）<br>当該変更に係る記載欄 | （注１）　予備免許中の変更を除く。<br>（注２）　20の欄から27の欄までに変更がある場合に限る。<br>（注３）　29の欄に変更がある場合に限る。<br>（注４）　31の欄に変更がある場合に限る。<br>（注５）　33の欄に変更がある場合に限る。<br>（注６）　35の欄又は36の欄に変更がある場合に限る。 |
| 3　再免許の申請の場合 | 1　2　3　4　5　6　7<br>9　11　12　14　15（注１）<br>16　17　18　19　20<br>22（注２）　23　24（注２）<br>25　26　27　28　29　30　31<br>32　33　34（注３）<br>35（注３）　36（注３） | （注１）　特定地上基幹放送局等の場合に限る。<br>（注２）　特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局の場合に限る。<br>（注３）　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。 |

別表第一一号第一の注７を次のように改める。

７　５の欄の記載は、次によること。

⑴　開設、継続開設又は変更を必要とする理由（変更の場合は、変更の内容を含む。）をできる限り詳しく記載すること。

⑵　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局のうち、電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日（再免許の申請の場合にあつては再免許の日）以後３年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は２以上の電気通信業務用無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

別表第一一号第一の注10中「ただし、」の下に「第15条の４第１項又は」を加え、同表注11、注12及び注14中「当該放送局」を「当該基幹放送局」に改め、同表注17中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同注17⑴中「、広告」を削り、同注17⑴ア中「コード［05］広告（商業案内、スポット・アナウンス等）」を削り、「コード［06］その他（放送番組の予告等）」を「コード［06］その他（通信販売番組等）」に改め、同注17⑸を削り、同注17⑹中「何外国放送事業者の委託に基づいて行う中継国際放送」を「何外国放送事業者により行われる中継国際放送」に改め、同注17⑹を同表注17⑸とし、同表注19中「、24、26及び28」を「、28、30、32及び34」に、「当該放送局」を「当該基幹放送局」に改め、同表注20⑴ア中「占有帯域幅」を「占有周波数帯幅」に改め、同注20⑵中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同注20⑵イ中「第９条の２」を「第12条」に、「第３条から第７条まで」を「第４条から第８条まで」に改め、同注20⑶中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同注20⑶ウの次に次のように加える。

エ　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力についても併せて記載すること。

別表第一一号第一の注22中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同注⑴㈣中「又は衛星補助放送」を削り、同表注30を同表注36とし、同表注29を同表注35とし、同表注28を同表注34とし、同表注27を同表注31とし、同注31の27中「29の欄」を「33の欄」に、「放送局」を「基幹放送局」に改め、同注27を同表注31とし、同注31の次に次のように加える。

32　35の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

33　36の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。

別表第一一号第一の注26中「27の欄」を「31の欄」に改め、同注⑵中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同注⑶ア及びイ以外の部分中「、衛星補助放送を行うもの以外の無線局について」を削り、「放送局」を「基幹放送局」に改め、同注⑶ア中「行う放送局」を「行う基幹放送局」に、「放送局根本基準第２条第11号」を「基幹放送局の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第21号）第２条第15号」に、「次に掲げる放送局」を「次に掲げる基幹放送局」に改め、同注⑶イ中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同注26を同表注30とし、同注25中「25の欄」を「29の欄」に、「放送局」を「基幹放送局」に、「注27」を「注31」に改め、同表注25を同表注29とし、同表注24中「23の欄」を「27の欄」に、「放送局」を「基幹放送局」に改め、同注⑵中「（衛星補助放送を行うものを除く。）」を削り、同注⑶中「衛星系によるもの」を「衛星基幹放送局」に、「放送事業者名」を「基幹放送事業者名」に、「放送事業者が」を「基幹放送事業者が」に改め、同注⑷中「第11条の３第４号」を「第11条の３第３号又は第４号」に改め、同注⑻を同注⑼とし、同注⑺の次に次のように加える。

⑻　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして施行規則第６条の４の２で定める基準に合致することを示す事項を記載すること。

別表第一一号第一の注24を同表注28とし、同表注23中「22の欄」を「26の欄」に、「何放送局」を「何基幹放送局」に改め、同注の表を次のように改める。

| 区　別 | 提出する別紙 | 備　考 |
|---|---|---|
| 1　免許の申請の場合 | ⑴　（注１）（注２）（注３）（注９）<br>⑵　（注１）（注２）（注３）<br>⑶　（注１）（注２）（注３）（注９）<br>⑷　（注１）（注２）（注３）（注９）（注11）<br>⑸　（注１）（注２）（注３）（注９）（注11）<br>⑹　（注１）（注２）（注９） | （注１）　当該別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。以下この表において同じ。）のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。<br>（注２）　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 |